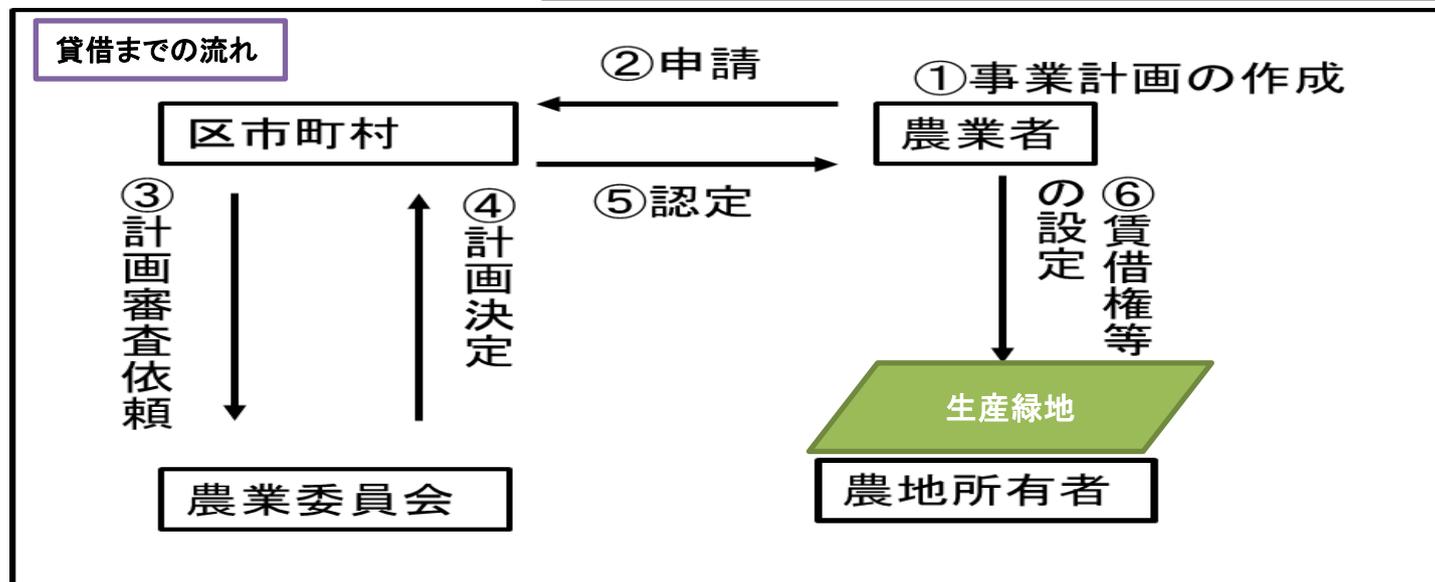


都市農地の貸借の円滑化に関する法律について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律とは

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」は生産緑地を対象とした貸借をするための法律です。相続税納税猶予適用農地でも貸借が可能です。



貸借をするための要件

農業者が借りるためには以下の①～③の要件をすべて満たし、事業計画を市町村に提出し農業委員会の承認を得る必要があります。

- ①都市農業の有する機能を発揮する計画である事。
- ②農地のすべてを効率的に利用すること。
- ③周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないこと。

利用状況の報告

事業認定を受けた者は毎事業年度3か月以内に当該認定にかかる生産緑地の利用状況を区市町村に報告が必要になります。

農業者以外が都市農地貸借円滑化法を使用し下記の事業を行う事が可能。

- ①農地を所有していない第三者が市民農園の開設。
 - ②農業者以外が農地を貸借すること。
- ※①②のために農地を借りるには条件が異なります。
詳細は農業委員会にお問い合わせください。

農地が貸借しやすくなりました。

①貸借期間満了時に農地は必ず所有者へ**返還**されます。

例えば貸借期間を1年間と定めれば、1年後には合意解約を要せず、農地が所有者へ戻ります。

貸借中の相続について

- ・無償（使用貸借）で貸借を行った場合は、相続があった場合に返還できるような契約ができます。
- ・有償（賃貸借）で貸借の場合は相続があった場合に返還する契約ができません。

相続税納税猶予制度の適用農地でも貸借が可能です。

【重要】相続税納税猶予制度を継続するためには税務署に届出が必要

これまでは、相続税納税猶予制度が適用された農地を貸借した場合、期限の確定となり、打切りになりました。しかし、この新法で貸借をした場合は相続税納税猶予制度が**継続**されます。継続するためには下記のタイミングで届出が必要になります。

①貸借開始時

所有者自らが市区町村長の証明書を添付し、届出書を税務署に提出する必要があります。

②貸借終了時

貸借期間の満了時に税務署へ届出が必要になります。貸借期間を過ぎて貸借を続けていると無断貸借になり、期限の確定となります。

農地の貸主（所有者）も主たる従事者と認められます。

生産緑地の貸借中に農地の所有者（貸主）に相続が発生した場合、その所有者が借受人の年間従事者日数の**1/3以上の日数を従事**していれば、「**農業の主たる従事者**」と認められます。農地所有者が「農業の主たる従事者」と認められるためには、認定申請書に農地所有者（貸付人）の従事内容を記載し、市に毎年報告をすることが求められます。

が→に 修正

生産緑地を貸したい方がいらっしゃいましたら、産業振興課にお越しく下さい。

ロータリーなど直装型作業機を装着したトラクターの公道の走行が条件を満たせば可能になりました！

① 農作業機器を装着しても、灯火器類が他の交通から確認できること。
 ② 機体が安定していること。作業機を付けても、安定性（傾斜角度）の保安基準を満たせば、通常速度で走行できますが、この条件を満たせない場合は時速15キロ以内で走行しなければなりません。

大きさと大型特殊免許等が必要

農耕トラクター単体で、長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.0mを超える場合には**大型特殊免許が必要**です。さらに幅が2.5mを超えた場合は**特殊車両通行許可が必要**になります。

また**公道を走る場合ナンバー登録**が必要になりますので、ご注意ください。
 詳しくは、農林水産省・(一社)日本農業機械工業会のホームページをご覧ください。



特定生産緑地制度・都市農地貸借の円滑化法の勉強会を開催しました

新たな農地に関する制度の理解を深めるため、生産緑地を所有する農業者などを対象にコミュニティプラザひまわり（令和元年10月21日）及びJA東京みらい清瀬支店（同10月24日）にて一般社団法人東京都農業会議松澤龍人氏を講師としてお招きし、勉強会を開催いたしました。都元特定生産緑地法の概要、都市農地の貸借の円滑化に関する法律についてご講演をいただきました。



市内の農業者を対象に東京都GAP説明会を開催しました

東京都GAPの促進のために東京都中央農業改良普及センター普及指導員の中野優輝氏をお招きし、令和元年7月22日（月）にコミュニティプラザひまわりにて勉強会を開催しました。GAPは日々の農作業の中に潜んでいるリスクを明らかにし、より良い農業を目指す改善活動であり、「食品安全」「労働安全」「環境保全」等の説明と取組による出荷物の安全性向上など事例紹介やGAP認証をめぐる状況などの説明がありました。



東京都GAP認証制度とは

東京都GAPとは持続可能な東京農業の実現と東京2020大会における都内産農産物の活用に向けて、都市農業の特徴を反映した東京都独自のGAP認証制度です。GAPを取得する事で食品安全や品質向上に繋がることや経営の改善等が図られます。認証を受けるためには、まずは中央農業改良普及センターに相談をしてください。東京都GAPの令和元年度認証者II金子真治様・横山直樹様【問合せ】東京都中央農業改良普及センター ☎ 042・465・988

市内初のJGAP団体認証

今年度、清瀬市ではベジフルパーテイの会員の皆様がJGAPの団体認証を取得しました。清瀬市内では初の団体認証となります。

